申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

| 部 | 課室等名 | 都市整備部(住宅課)管理係 |
|--------|--------------------------------------|---|
| 許 | 認可等名 | 市営住宅の入居の決定 |
| 根 | 拠法令 | 徳島市営住宅条例 |
| 根 | 拠条項 | 第8条第2項 |
| 連 | 絡 先 | (電話 621-5286) |
| 審查基準 | 基準 | 徳島市営住宅条例第4条(公募の規定) 徳島市営住宅条例第5条(公募の例外) 徳島市営住宅条例第6条、第7条及び第11条(入居者の資格) 徳島市営住宅条例第9条(選考方法) |
| | 参考事項 | |
| | 設定等年月日 | 平成24年8月1日設定(平成年月日最終変更) |
| 標準処理期間 | 標準処理期間 (設定しない ものについて はその理由) | 総日数 日(休日を除く・休日を含む) 標準処理期間は設定しない。 公募による場合は、年間スケジュールで決定されている。概ね抽選と なるため、標準処理期間はない。公募によらない場合は、発生した事案 により変わるので、設定するのが困難である。 |
| | 設定等年月日 | 平成24年8月1日設定(平成年月日最終変更) |